

平成25年度12月補正予算（案）について

	補 正 額	（債務負担行為）	（継 続 費）
一 般 会 計	1,065,206 千円	(3,286,140千円)	
企 業 会 計	△ 3,324,753 千円		(- 千円)
合 計	△ 2,259,547 千円	(3,286,140千円)	(- 千円)

— 一般会計補正の内容 —

1,065,206 千円

- ◆市税等過誤納還付金 [財政局] 509,121 千円
法人市民税の中間納付分の確定申告により還付金を増額する。

- ◆子ども・子育て支援制度準備経費 [市民・こども局] 77,242 千円
子ども・子育て支援新制度の平成27年4月施行に向けて、円滑に事務を執行するために電子システムの構築を行う。

- ◆小児慢性特定疾患医療等給付事業費 [市民・こども局] 422,067 千円
小児がんなど、厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾患に係る医療費等を給付するもので、支給見込額の増加に伴い増額する。

- ◆防犯対策事業費 [市民・こども局] 56,776 千円
町内会等が設置するLED防犯灯の設置経費に対する補助申請件数が、当初見込みを上回ることから、補助金を増額する。

- ※債務負担行為補正
- ◆子ども・子育て支援システム開発経費 [市民・こども局] (521,507 千円)
子ども・子育て支援システムの開発経費について、複数年契約により実施するため、債務負担行為を設定する。

- ◆橘処理センター環境影響評価業務等委託経費 [環境局] (107,152 千円)
橘処理センターの整備に係る環境影響評価業務等について、契約方法を見直し、複数年契約により実施するため、債務負担行為を設定する。

- ◆平成25年度公共施設管理運営事業費 (2,657,481 千円)
次の対象施設について、平成26年4月からの指定管理者制度の導入及び指定管理者の変更にあたり、業務開始前の今年度内に協定を締結することから既定の限度額を増額する。
対象施設
老人いこいの家（宮前区）、かわさき老人福祉・地域交流センター、葬祭場（南部斎苑、北部斎苑）、余熱利用市民施設（堤根、王禅寺）

※補正前限度額
4,057,503 千円
補正後限度額
6,714,984 千円

— 企業会計補正の内容 —

△3,324,753 千円

○病院事業会計 [病院局]

◆井田病院再編整備事業

△3,324,753 千円

東日本大震災等の影響で工事が遅延したことにより、平成25年度予算を減額するとともに、継続費の年割額の変更を行う。

※継続費

◆井田病院再編整備事業 年割額

(- 千円)

款	項	事業名	年度	補正前	補正後
1 病院事業 資本的支出	1 建設 改良費	井田病院 再編整備事業	平成21年度	2,584,116千円	2,584,116千円
			平成22年度	2,969,931千円	2,969,931千円
			平成23年度	5,400,977千円	5,400,977千円
			平成24年度	1,267,911千円	1,267,911千円
			平成25年度	3,359,636千円	34,883千円
			平成26年度	160,568千円	2,491,519千円
			平成27年度	-	993,802千円
			計	15,743,139千円	15,743,139千円